

簡易版BCPシート（地震）

本PDFは、提供されたWord資料の文字情報を、Web閲覧・印刷向けに読みやすく再配置したものです。内容の加筆・訂正は行っていません。

基本方針

大地震発生時には、以下の基本方針に則り対応する。

人命を最優先として、職員と利用者の安全と生活を守る

事業を継続し、利用者への影響を最小限に留める

地域社会の安全と復興に貢献する

対応責任者

総括責任者 管理者（井上希三志）

平時は、BCP推進、緊急時は、災害対応全般に関する意思決定を行い、施設全体の活動を統括する。

初動対応担当 CM（山田晃義）

平時は初動に関する手順やマニュアルの策定・見直しや初動対応の教育訓練を主導し、緊急時は安否確認等、組織機能の維持に関する指揮をとる。

事業継続担当 CM（山崎暁美、CM山口伴子）

平時は事業継続計画（BCP）の策定・見直しやBCPの教育訓練を主導し、緊急時は重要業務の継続に関する指揮をとる。

重要業務 利用者の安全・生活を守るサービスの提供

3、災害時想定被害状況

社会 インフラの中断（電力・通信 1 日間・ガス 2 週間）

自社の被害（壁などに軽微なひび割れ・亀裂がみられる）

震度 6 弱

～0.5m

自施設の被害（床下浸水し、地下施設が使用できなくなる）人的な被害（歩行が困難になる）

対応手順（以下の手順で対応を実地します。）

大地震直後（目安：直後から可能な限り速やかに）

基準・・・震度 6 弱以上の地震が発生した場合、対策本部長が必要と判断した場合

設置・・・本社（代替え場所 社長自宅）

参集メンバー・・・総括責任者 初動対応担当 事業継続担当 各部門責任者

基準・・・浸水が想定されるが、屋外非難が困難な場合

避難場所・・・事務所 会議室内

基準・・・火災が発生した場合、または、震度 6 強以上の地震が発生した場合（棚等が倒れる、木造の建物が倒れる恐れがある）

避難場所・・・長房小学校 または、別紙ハザードマップにて対応

※なお、訪問中に発災した場合は、利用者とともに避難する

救助・対応処置道具の所在 事務所 2 階談話室

救急搬送先① 南多摩病院 TEL:042-663-0111

救急搬送先② ながふさ共立診療所 TEL:042-664-1005

安否確認

職員

基準 当施設所在地における震度 5 強以上の地震（棚が倒れたりブロック塀が崩れる可能性がある）

対象者 役員・職員（パート、アルバイトを含む）

集計担当部 施設長（管理者）

確認方法① 社内連絡網（電話利用）

確認方法② SMS（グループLINEの利用）

確認方法③ 個人メールでの確認 別紙様式 5

確認方法④ 災害時伝言ダイヤル（171）の利用

利用者

基準 当施設所在地における震度 5 強以上の地震（棚が倒れたりブロック塀が崩れる可能性がある）

対象者 発災当日の利用者

※発災当日に利用予定のない利用者は、追って居宅介護支援事業所と連携し、状況を確認する 別紙様式 2

集計担当部 施設長（管理者 井上）

確認方法① 利用者自宅・緊急連絡先に架電する 別紙様式9：災害時利用者一覧表（安否確認優先順位）

確認方法② 居宅介護支援事業所経由で確認を行う

※独居利用者、電話がない、電話が取れない等の場合は、必要に応じて親族等に安否確認を行う

※夜間・休日に災害が発生した場合の対応

参集メンバーが自身が安全に移動できることが確認でき次第（火災が発生していない、夜間でない等）、定められた場所に参加（桑都ケア・サポート 会議室）

参集メンバー 統括責任者 初動対応担当 事業継続担当 各部門責任者

参集場所 桑都ケア・サポート事務所内 代替え場所 管理者自宅

状況確認 初動対応担当

確認対象 担当者（部門）

役員・職員等（安否・負傷者状況）管理者 井上

建物・設備（損傷状況）管理者 井上

電気・水道・ガス（使用可否）管理者 井上

統括責任者 利用者等（安否・負傷者状況）管理者 井上

取引先（各事業所等の利用状況の確認）管理者 井上

情報システム（使用可否）管理者 井上

資金（現預金等の確認）管理者 井上

備蓄品の確認

職員用に準備

品名 数量

飲料水 89リットル

食料 89食

ヘルメット 9個

毛布 9枚

救急箱 1箱

担架 1台

簡易トイレ 178回分

トイレトペーパー 9個

カセットコンロ 1個

携帯ラジオ 0個

携帯電話 会社使用持ち分4台

懐中電灯 3個

自転車 1台

非常用発電機 1台

事業継続フェーズ

総括責任者に都度状況の報告を行います。

対応戦略・・・被災拠点を早期復旧する方針（復旧戦略）：被災した施設自体を早期に復旧することにより、サービスを継続・再開する

状況確認

ボトルネック・・・施設の建物が使用できない、ユーティリティ（電力、水、ガスなど）が使用できない、職員が不足している、資材・食料等が不足している、通信・情報システムが使用できない、訪問車両が使用できない

資金調達

必要な資金（発生後3ヶ月の想定）

従業員への給料の支払い 9,644千円

買掛金の支払い 2778円

銀行借入金返済 3009千円

（A）経営維持費用

被災建物・設備の復旧 285千円

（B）災害復旧費

必要な資金の合計 15,766千円

調達可能な資金（発生後3ヶ月の想定）

A利用可能な手元資金 9,680千円

B公的機関特例貸付 10,000円

調達可能資金合計 19,680千円

簡易版BCPシート（水災）

基本方針

水害対応に関する基本方針は、以下の通りとする。

人命を最優先として、職員と利用者の安全と生活を守る

事業を継続し、利用者への影響を最小限に留める

地域社会の安全と復興に貢献する

２，対応責任

総括責任者 管理者（井上希三志）

平時は、BCP推進、緊急時は、災害対応全般に関する意思決定を行い、施設全体の活動を統括する。

初動対応担当 CM（山田晃義）管理者訪問（井上 優貴子）

平時は初動に関する手順やマニュアルの策定・見直しや初動対応の教育訓練を主導し、緊急時は安否確認等、組織機能の維持に関する指揮をとる。

事業継続担当 CM（山崎暁美、山口伴子）訪問介護（尾崎節子、大倉春枝）

平時は事業継続計画（BCP）の策定・見直しやBCPの教育訓練を主導し、緊急時は重要業務の継続に関する指揮をとる。

重要業務 利用者の安全・生活を守るサービスの提供

３，災害時想定 of 被害状況

社会 自施設の被害（床下浸水し、地下施設が使用できなくなる）

～0.5m

人的な被害（歩行が困難になる）

インフラ被害（電気設備等が地下にある場合）

４，対応手順（以下の手順で対応を実地します。）

警戒段階（水害襲来前）

体制の立ち上げ以下の場合、災害対策本部の設置、タイムライン発動を検討

警戒レベル・・・警戒レベル2

台風基準・・・象庁警報で非常に強い台風もしくは、超大型台風が襲来する場合

水防設備・・・水囊・土嚢または止水板

場所・・・地下1階、地上1階で浸水する可能性あり

設備・資機材・・・医療介護設備・資機材・医薬品 等

データ・・・サーバー・PC

書類等・・・通帳・保険証書・印鑑・利用者情報・介護記録 等

サービス縮小・休止方針・・・水害が予見される場合、利用者、職員の安全を最優先に、サービスを縮小・休止を判断し、居宅事業所、利用者及びその家族への連絡を行う

縮小・休止する業務・・・安全が確保されるまで、全サービスを一時休止する。なお、サービス提供中に①の基準に達した場合、早急に利用者の安全を確保した後、サービスを休止する。

⑤ 職員対応方針の決定

帰宅方針・・・サービス利用中の利用者の安全確保が完了した後、周辺道路の通行規制状況、鉄道の運行予定等を確認し、安全に行動が出来るうちに全員帰宅、自宅待機とする。

出勤方針・・・出勤時間帯に水害が予見される場合、自宅待機とする（前日帰宅前に伝える）

※一斉メール・緊急連絡網等を利用し、安全が確認された後に適切なタイミングで出勤指示を行う

⑥ 残留者に関する基本方針

残留の基本方針・・・帰宅が遅れ、安全に帰宅できない場合のみ、施設に残留する。施設に浸水等の危険が有る場合には、早期に近隣避難所へ避難する。

(2) 被害発生後の初動対応

A・負傷者対応

救助・応急処置道具の所在・・・2階談話室

救急搬送先①・・・南多摩病院 TEL:042-663-0111

救急搬送先②・・・ながふさ共立診療所 TEL:042-664-1005

B・職員の安否確認

基準・・・施設または職員居住地域内で浸水被害が発生した場合

対象者・・・役員・職員（パート、アルバイトを含む）

集計担当部・・・管理者（井上）

確認方法①・・・社内連絡網（電話）利用する

確認方法②・・・SMS（グループLINE）

確認方法③・・・災害伝言ダイヤル（171）の利用

C・利用者

基準・・・施設または利用者居住地域内で浸水被害が発生した場合

対象者・・・全利用者

集計担当部・・・管理者（井上）

確認方法①・・・利用者自宅・緊急連絡先に架電する 様式9：災害時利用者一覧表（安否確認優先順位）

確認方法②・・・居宅介護支援事業所経由で確認を行う

※夜間・休日の対応

参集メンバーは、自身の安全に移動ができることが確認でき次第（火災等が発生していない、夜間でない等）定められた場所に集合（桑都ケア・サポート事務所 会議室）

参集メンバー 統括責任者 初動対応担当 事業継続担当 各部門責任者

参集場所 桑都ケア・サポート事務所内 代替え場所 管理者自宅

状況確認 初動対応担当

確認対象 担当者（部門）

役員・職員等（安否・負傷者状況）管理者 井上

建物・設備（損傷状況）管理者 井上

電気・水道・ガス（使用可否）管理者 井上

統括責任者 利用者等（安否・負傷者状況）管理者 井上

取引先（各事業所等の利用状況の確認）管理者 井上

情報システム（使用可否）管理者 井上

資金（現預金等の確認）管理者 井上

備蓄品の確認

職員用に準備

品名 数量

飲料水 89リットル

食料 89食

ヘルメット 9個

毛布 9枚

救急箱 1箱

担架 1台

簡易トイレ 178回分

トイレトーパー 9個

カセットコンロ 1個

携帯ラジオ 0個

携帯電話 会社使用持ち分4台

懐中電灯 3個

自転車 1台

非常用発電機 1台

事業継続フェーズ

総括責任者に都度状況の報告を行います。

対応戦略・・・被災拠点を早期復旧する方針（復旧戦略）：被災した施設自体を早期に復旧することにより、サービスを継続・再開する

状況確認

ボトルネック・・・施設の建物が使用できない、ユーティリティ（電力、水、ガスなど）が使用できない、職員が不足している、資材・食料等が不足している、通信・情報システムが使用できない、訪問車両が使用できない

資金調達

必要な資金（発生後3ヶ月の想定）

従業員への給料の支払い 9,694千円

買掛金の支払い 2,778千円

銀行借入金返済 3,009千円

(A) 経営維持費用

被災建物・設備の復旧 285千円

(B) 災害復旧費

必要な資金の合計 15,766千円

調達可能な資金 (発生後3ヶ月の想定)

A利用可能な手元資金 9,680千円

B公的機関特例貸付 10,000千円

調達可能資金合計 19,680千円

簡易版BCPシート（感染症）

1，基本方針

新興感染症対応に関する基本方針は、以下のとおりとする。

- 1，重症化リスクの高い利用者の安全確保の為、感染拡大に努める
- 2，職員の安全を確保する
- 3，業務継続に必要な体制を構築し、介護サービスに継続に努める

2，対応責任者

総括責任者 管理者（井上希三志）

平時は、BCP推進、緊急時は、災害対応全般に関する意思決定を行い、施設全体の活動を統括する。

初動対応担当 CM（山田晃義）訪問介護管理者（井上優貴子）

平時は初動に関する手順やマニュアルの策定・見直しや初動対応の教育訓練を主導し、緊急時は安否確認等、組織機能の維持に関する指揮をとる。

事業継続担当 CM（山崎暁美、山口伴子）訪問介護（尾崎節子、大倉春枝）

平時は事業継続計画（BCP）の策定・見直しやBCPの教育訓練を主導し、緊急時は重要業務の継続に関する指揮をとる。

重要業務 利用者の安全・生活を守るサービスの提供

3，被害想定

感染率、死亡率の高い新興感染症が海外で発生し、世界的流行 WHOがパンデミック宣言し、政府は、行動制限を実行

想定感染症

継続業務・・・居宅介護支援事業全般

追加業務・・・①事務所内消毒（場合により、業者委託）

②職員及び利用者の健康確認

③来訪者の健康確認

④利用者及び利用者家族への情報提供（濃厚接触者）

⑤距離確保の為に事務所のレイアウト変更・メンタルケア・リモート在宅ワーク

⑥感染状況に応じた職員のシフト/労務管理・メンタルケア

⑦事務所内感染状況の記録、行政等への報告

⑧居宅介護事業所への情報提供

消滅業務・・・利用者のニーズを踏まえ、優先順位の低い業務

対応手順

(1) 海外発生フェーズ

移動制限・・・国内 制限なし

海外 感染者発生国のみ注意喚起または禁止

施設内における感染防止策・・・①感染症対策本部の立ち上げ、感染情報の入手

②マスク着用、手洗いの励行

③職員に対する感染症予防に関する知識の再周知

④利用者及び来訪者に対する感染症予防に関する知

識の周知

会社の事業継続方針・・・・・・・・①通常通り業務を実地する

②必要に応じ、追加業務を実施する

事業継続対応・・・・・・・・※感染拡大に備え、業務と並行し、以下の準備を行う

業務の縮小に向けた準備

必要資材（衛生用品等）在庫量の調整

(2) 国内発生フェーズ

移動制限・・・国内 不要不急の移動を自粛（特に感染者が多い県等）

海外 原則禁止

施設内における感染防止策・・・①マスクの着用、手洗いの徹底

②事務所内の換気、消毒の徹底

③職員間の接触を減らす措置、リモートワーク

在宅ワーク

④職員の健康管理の強化（毎朝の検温、体調管理）

⑤来訪者管理の徹底（訪問時の検温の実施、緊急

連絡先の記帳等）

会社の事業継続方針・・・・・・・・①継続業務・削減業務を通常通り実施する

②必要に応じて、追加業務を実施する

③休止業務を縮小する

事業継続対応・・・・・・・・※感染拡大の備えた勤務体制を導入し、業務を継続する

①時差出勤の導入

②事務業務の在宅勤務導入

・ 備蓄品の状況

品名 数量

手指消毒用・消毒液・・・10リットル

環境消毒用・消毒液・・・ 1リットル

非接触型体温計・・・ 5個

不織布製マスク・・・ 1000枚

ゴム手袋・・・ 5500セット

フェイスシールド/ゴーグル・ 20個

使い捨てガウン/エプロン・ 5500枚

ハンドソープ・・・ 10リットル

ウエットティッシュ・・・ 100箱

・ 健康管理 職員

基準・・・ 海外で発生している新興感染症が、国内で確認されて以降、感染症が収息するまで

対象者・・・ 役員・ 職員（パート、アルバイトを含む）

集計担当者・ 管理者（井上）

確認方法・・・ 役職員の体調を職場ごとに確認する

※体調に異常がある場合は、出勤せずに電話にて連絡または、SMS等の使用

・ 利用者

基準・・・ 海外で発生している新興感染症が、国内で確認されて以降、感染症が収息するまで

対象者・・・ 全利用者（別紙9-3を参照）

集計担当者・ 管理者（井上）

確認方法・・・ 訪問前及び訪問時に、利用者の体調を定期的に確認する

また、感染が疑われる場合、医療と連携が可能な利用者は、医師の指示のもと対応を行う

※必要に応じて、利用者家族へ利用者の状況を確認、連絡を行う

・ 初動対応担当

確認対象 担当者

役員・ 職員等（健康状態） 管理者 井上

統括責任者 利用者等（健康状態） 管理者 井上

取引先（各事業所等の利用状況の確認） 管理者 井上

外部情報（国内感染状況、行政の動向） 管理者 井上

移動制限・・・ 国内 原則禁止

海外 原則禁止

施設内における感染防止策・・・ ①マスク着用、手洗いの徹底

②事務所内の換気、消毒の徹底（外部委託あり）

③職員に対する感染症予防に関する知識の再周知

④職員の接触を減らす措置（時差出勤等）

④利用者の健康管理の強化（訪問前、訪問後の体温測定）

⑤来訪問者管理の徹底（来訪問時の検温、記帳）

会社の事業継続方針・・・・・・・・①継続業務の実施する

②必要に応じ、追加業務を実施する

③削減業務は、感染状況を踏まえ、消滅しながら継続する

④休止業務を休止する

事業継続対応・・・・・・・・※感染拡大に備えた、勤務体制を継続し、業務を継続する

時差出勤の継続

在宅勤務、リモート勤務の利用

移動制限・・・・国内 原則禁止

海外 原則禁止

施設内における感染防止策・・①感染者の隔離

②保健所/医療機関への相談、搬送

③行政との連携（対応状況の確認）

④濃厚接触者の特定と自宅待機指示

（利用者の場合は、本人または家族へ連絡し状況説明）

⑤感染者が発生したエリアの消毒

⑥訪問時に、利用者の体調不良が発覚した場合、保健

所/医療機関（訪問診療が主治医の場合は、主治医に連

絡し、指示を仰ぐ

会社の事業継続方針・・・・・・・・①継続業務を実施する

②必要に応じ、追加業務を実施する

保健所等から施設閉鎖指示が出た場合は、従う

事業継続対応・・・・・・・・※感染状況等を踏まえ、以下の方法で業務を継続する

感染者が発生していないチーム、または代替え要因が勤務

感染者または濃厚接触者となった利用者がいた場合、それ以外の利用者との介護者を分ける

万が一勤務可能な職員が不足した場合には、近隣の居宅介護支援事業所との連携、包括、行政へ協力を要請

限られた職員でサービス提供が必要となった場合には、利用者ニーズ等を踏まえた優先順位に応じた対応（別紙様式9に詳細）